

令和 7 年第 3 回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第 2 号）

令和 7 年 3 月 1 2 日（水曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1 号 令和 6 年度定期監査報告（第 3 次）について
- 第 4 承認第 1 号 専決処分の承認について
「令和 6 年度羽幌町一般会計補正予算（第 1 3 号）」
- 第 5 議案第 1 3 号 羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例
- 第 6 議案第 2 2 号 羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例
- 第 7 議案第 2 3 号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 2 5 号 羽幌町集会所条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 2 6 号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 2 7 号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 2 9 号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管
理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改
正する条例
- 第 1 2 議案第 3 0 号 羽幌町中小企業経営安定支援基金条例を廃止する条例
- 第 1 3 議案第 3 2 号 債権の放棄について
- 第 1 4 議案第 3 3 号 令和 6 年度羽幌町一般会計補正予算（第 1 4 号）
- 第 1 5 議案第 3 4 号 令和 6 年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 6 議案第 3 5 号 令和 6 年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 議案第 3 6 号 令和 6 年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 8 議案第 3 7 号 令和 6 年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 9 議案第 1 4 号 羽幌町診療看護師研究資金等貸与条例
- 第 2 0 議案第 1 5 号 羽幌町定住促進住宅管理条例
- 第 2 1 議案第 1 6 号 羽幌町空家等対策の推進に関する条例
- 第 2 2 議案第 1 7 号 羽幌町犯罪被害者等支援条例
- 第 2 3 議案第 1 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 4 議案第 1 9 号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例

- 第25 議案第20号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第21号 羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第24号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第28号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第31号 羽幌町火葬場の設置及び管理条例を廃止する条例
- 第30 議案第38号 令和7年度羽幌町一般会計予算
- 第31 議案第39号 令和7年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第32 議案第40号 令和7年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第33 議案第41号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第34 議案第42号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 第35 議案第43号 令和7年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 第36 議案第44号 令和7年度羽幌町水道事業会計予算
- 第37 議案第45号 令和7年度羽幌町下水道事業会計予算
- 第38 発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（10名）

2番 金 木 直 文 君	3番 阿 部 和 也 君
4番 逢 坂 照 雄 君	5番 村 上 雄 也 君
6番 小 寺 光 一 君	7番 磯 野 直 君
8番 舟 見 俊 明 君	9番 工 藤 正 幸 君
10番 平 山 美知子 君	11番 村 田 定 人 君

○欠席議員（1名）

1番 佐 藤 満 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
会 計 管 理 者	豊 島 明 彦 君
総 務 課 長	伊 藤 雅 紀 君
総務課長補佐	木 村 謙 彦 君

総務課総務係長	逢 坂 信 吾 君
総務課職員係長	宇 野 延 仁 君
総 務 課 電 算 共 同 化 推 進 室 電 算 管 理 係 長	道 端 篤 志 君
地域振興課長	飯 作 昌 巳 君
地 域 振 興 課 政 策 推 進 係 長	山 田 太 志 君
デジタル推進課長	竹 内 雅 彦 君
財 務 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 主 幹	門 間 憲 一 君
財務課税務係長	近 藤 優 樹 君
町 民 課 長	大 平 良 治 君
町 民 課 住 宅 係 長	更 科 信 輔 君
町 民 課 町 民 生 活 係 長	富 樫 潤 君
町 民 課 環 境 衛 生 係 長	高 野 正 晃 君
福 祉 課 長	高 橋 伸 君
福 祉 課 社 会 福 祉 係 長	高 本 勇 一 君
福祉課子ども係長	村 上 達 君
福 祉 課 国 保 医 療 年 金 係 長	木 村 康 治 君
健康支援課長	鈴 木 繁 君
健 康 支 援 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 室 長	奥 山 洋 美 君
健 康 支 援 課 保 健 係 長	土清水 彬 君
建 設 課 長	酒 井 峰 高 君
建設課主任技師	笹 浪 満 君
上下水道課長	棟 方 富 輝 君
上下水道課長補佐	熊 谷 裕 治 君
農 林 水 産 課 長	敦 賀 哲 也 君
農 林 水 産 課 長 補 佐	杉 野 浩 君
商 工 観 光 課 長	三 上 敏 文 君

商工観光課 観光振興係長	小笠原 悠 太 君
商工観光課 商工労働係長	廣 谷 将 大 君
天売支所長	大 西 将 樹 君
焼尻支所長	藤 井 延 佳 君
学校管理課長	葛 西 健 二 君
学校管理課主幹 兼 学 校 給 食 センター所長	佐々木 慎 也 君
社会教育課長 兼 公 民 館 長	宮 崎 寧 大 君
監 査 室 長	木 村 和 美 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	敦 賀 哲 也 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	伊 藤 雅 紀 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 博 樹 君
総 務 係 長	嶋 元 貴 史 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君）　これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君）　日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、

5 番 村 上 雄 也 君 6 番 小 寺 光 一 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君）　日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は 1 番、佐藤満君であります。

会議規則第 21 条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第 1 号

○議長（村田定人君）　日程第 3、報告第 1 号　令和 6 年度定期監査報告（第 3 次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、熊木良美君。

○代表監査委員（熊木良美君）　ただいま議題となりました令和 6 年度定期監査報告（第 3 次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第 9 項及び羽幌町監査基準第 14 条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、逢坂監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象は、令和 7 年 1 月 20 日から 1 月 23 日までの 4 日間にわたりまして、商工観光課、建設課、農業委員会、農林水産課、上下水道課の 5 機関を対象に、逢坂監査委員と共に実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係書類、帳簿等の内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努めら

れたものと認められました。

主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。２ページをお開き願います。以下、１２月末現在における主な事項についてご説明を申し上げます。農業委員会について申し上げます。（１）、農地法等に基づく取扱処理状況であります。耕作目的による権利移動など処理件数の合計は４３件となっております。

次の（２）、農業者年金受給状況では、受給者数は合計で１１２人となっております。

３ページを御覧願います。農林水産課について申し上げます。（１）の農林水産業振興事業補助金交付状況では、合計件数が３５件で、補助金の額は１億５，３６２万９，２０８円となっており、昨年とほぼ同様の件数及び金額となっております。

次の４ページをお開き願います。②、業務委託では８月豪雨農地災害復旧に係る査定調査設計業務５件、２，２３０万９，１００円、焼尻めん羊牧場譲渡に関し、残務処理となる廃棄物収集運搬処理業務１件、４７６万２，８６８円を含む合計件数２３件、契約額４，９８９万４，６７８円となっております。

５ページを御覧願います。商工観光課について申し上げます。（１）、資金融資利用状況の中小企業特別融資利用状況につきましては、金融機関の融資限度額７億円に対しまして利用件数は合計５３件、融資残高は３億６，８２７万２，０００円で、利用率は５２．６１％となっております。

次に、６ページをお開き願います。（３）、ハートタウンはぼろ収支状況であります。収入額２，６３４万４，８５８円、支出額２，６２６万８，１１３円で、収入額から支出額を差し引いた形式収支は７万６，７４５円となっております。

次の（４）の焼尻発電所運転保守業務受託事業につきましては、保守業務の委託契約金額は４，６７５万３，３００円となっております。また、営業・配電事業及び諸費用を含めた収入済額の合計は３，８７０万２，３５８円であります。

７ページを御覧願います。表２段目、（６）、観光施設等入り込み状況では、同期と比較し、ほぼ同数の１２万７，７６７人ですが、はぼろバラ園入り込み数は振興局との協議により道の駅公衆トイレの利用者数活用のみへの変更となっております。

（７）、観光イベント入り込み状況ですが、同期と比較し、２，０１６人の減となっております。これは、花火大会の位置づけを観光イベントから町内イベントへの変更が主な要因であります。

８ページをお開き願います。建設課について申し上げます。１、建設港湾事業の（１）、契約状況は記載のとおりであります。昨年度と比較し、増加となっております。主な内容では、①、物品購入、修繕では、除雪車、歩道ロータリ及びドーザ１４トンの購入関係で６，７３８万２，４６９円、災害復旧関連の事業に絡み②、業務委託で３，５７６万３，１３４円、③、工事請負で１億６，０４２万４，０００円の増が主な要因となっております。

次に、１１ページをお開き願います。上下水道課について申し上げます。１の上水道事

業、（１）、契約状況でありますが、①、物品購入、修繕では漏水修繕等の補修が昨年度比６件、９０万６、４００円の増加となっております。

１３ページへ移りまして、（２）、水洗便所等改造に関する状況の①、公営住宅及び一般住宅についてであります。本年度１２月末までの水洗便所改造戸数は公営住宅、一般住宅合わせて１１戸であります。内訳は記載のとおりであります。

なお、下水道の普及率は１２月末現在８６．０％、水洗化率は７４．２％となっております。

１４ページをお開き願います。②、水洗便所改造等資金貸付状況であります。新たな供用開始地区がないため本年度の新規貸付けはありません。貸付状況は記載のとおりであります。

以上で令和６年度第３次定期監査報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第１号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第１号 令和６年度定期監査報告（第３次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第１号

○議長（村田定人君） 日程第４、承認第１号 専決処分の承認について「令和６年度羽幌町一般会計補正予算（第１３号）」を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） ただいま上程されました承認第１号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項により報告し、承認を求めるものであります。

令和７年３月１１日提出、羽幌町長。

処分理由は、令和６年度羽幌町一般会計補正予算（第１３号）を専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。専決処分書でありますが、令和7年2月21日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,274万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億5,594万2,000円とするものであります。

補正の内容をご説明いたします。6ページをお開き願います。8款土木費、道路維持費において除排雪事業4,274万6,000円の増額は、昨年12月からの大雪により2月6日の第2回臨時会において委託料を補正させていただいたところではありますが、その後においても降雪が多く、早急に対応が必要となったため追加で補正させていただいたものであります。なお、財源につきましては地方交付税を充てております。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから承認第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第1号　専決処分の承認について「令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第13号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第13号

○議長（村田定人君）　日程第5、議案第13号　羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋　伸君）　ただいま上程されました議案第13号　羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和7年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、令和7年4月1日から施行される改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次のページをお開きください。羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

それでは、制定内容につきまして、別途お配りしております議案説明資料に基づきご説明させていただきます。最初に、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）についてご説明いたします。１、制度の創設の背景と今後の見通しについてであります。令和６年６月に児童福祉法の一部が改正され、保育所等に通っていない満３歳未満の子供が保育施設を利用できるよう、こども誰でも通園制度が新設され、令和７年度に乳児等通園支援事業として制度化し、令和８年度から全国の全市町村で本格的な運用が開始できるよう準備が進められているところです。

２、制度の概要についてであります。保育施設を利用するに当たり保護者の就労状況や理由を問わず、ゼロ歳６か月から満３歳未満の未就園児が保育施設を利用できる制度となっており、この制度は子供の成長支援と保護者の孤立育児の不安を支援し、保育従事者と保護者のコミュニケーションを通じて心理的な負担軽減を図ることを目的とした制度となっております。

対象となる児童は、生後６か月から満２歳までの未就園児、保育所等に通っていない児童が対象となり、利用できる施設としては認定こども園や幼稚園等が実施場所として想定され、現時点での利用時間は児童１人当たり月１０時間までを想定しております。

こども誰でも通園制度の事業は、一般型と余裕活用型と区分され、幼稚園等は一般型の認可基準を適用し、事業を実施し、保育所や認定こども園など既に保育事業等を実施している事業者は余裕活用型の基準が適用され、利用定員に満たない場合において利用定員の範囲内で事業を実施できるものとなっております。

３、乳児等通園支援事業に係る設備及び運営の基準については、こども誰でも通園制度を実施する市町村において同事業に係る認可基準を条例で定めることとなっており、今回令和７年度の制度化に向け、条例を制定するものであります。

裏面を御覧ください。制定する条例の概要についてご説明いたします。第１章、総則として第１条では条例で定める趣旨について規定しており、第２条から第４条まではこの事業の最低基準の考え方について規定しております。第５条から第１９条で、この事業を実施する事業者の一般原則や安全対策等について規定しております。

第２章、乳児等通園支援事業として、第１節、通則では第２０条に乳児等通園支援事業の区分について規定しており、第２節、一般型乳児等通園支援事業では第２１条から第２４条に一般型の事業での設備や職員配置等の基準を、第３節、余裕活用型乳児等通園支援事業では第２５条から第２６条に余裕活用型の事業での設備や職員配置等の基準について規定しております。

第３章、雑則として第２７条に事業を実施する事業者及びその職員に対し、記録等作成について規定しております。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第13号について質疑を行います。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君）　今回初めて説明資料を見て、こういうのが新しく制定されるのだなというのが分かりましたが、これは国からやっぱり交付金とか、そういう例えば保育とかの場合いろんな補助金とかありますよね。そういうのにはまた算定されたりするのでしょうか。普通に保育園に通っている例えば1歳児とか零歳児と、この就労要件なしの場合、その差というのは特に何かあるのでしょうか。

○議長（村田定人君）　福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君）　お答えいたします。

このこども誰でも通園制度に関しましては、先ほど言ったゼロ歳6か月から満2歳までのまだ通っていない子供が対象となっており、月でいくと10時間程度預けることができるというものであって、それに対しては利用料も含まれるのですけれども、令和7年度に関してそれに対しての制度化を今実施するところです。8年度から給付事業として国のほうからその分に関しては、ほかの保育料同様その分に関しての実績として国のほうの給付事業が実施される予定となっております。

○議長（村田定人君）　6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君）　そうしたら、今年度4月1日からこの条例は施行はされるけれども、国からは令和8年度からなので、その間は町として支援するというか、そういうイメージでいいのでしょうか。国からは助成はないけれども、町として手当があるというのでしょうか。

○議長（村田定人君）　福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君）　お答えいたします。

こども誰でも通園制度に関しましては、令和6年度から試行的に開始しております。それに手を挙げた市町村に関しては、試行的な運用として国からはその分の金は出ていますけれども、給付事業として8年度から確立させるということで今動いております。

○議長（村田定人君）　6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君）　すみません、認識がなくて。6年からもう始まっていて、そうしたら今でもそれに対応されて通っているお子さんはいるという、今令和6ですよね。今何名ぐらいそういう方がいるのでしょうか。

○議長（村田定人君）　福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君）　お答えいたします。

羽幌町においては、この制度を使って利用している方は今のところゼロでございます。

○議長（村田定人君）　10番、平山美知子君。

○10番（平山美知子君）　ちょっと教えてください。

余裕活用型のところで事業を行う事業所において、その施設の利用定員に満たない場合ということになっていきますけれども、この利用定員ということどの部分のこと言っているのですか。

○議長（村田定人君） 福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君） 利用定員に関しましては、保育事業として年齢別に利用の定員を今決めております。その余裕がある場合、30名に対して25名使っています、あと5名の余裕があるという場合にこの事業に参加するということができるということになっています。

○議長（村田定人君） 10番、平山美知子君。

○10番（平山美知子君） そうすると、その事業所利用定員満度であれば、この通園制度というのは利用できない、したくてもできないという状況になるということで、そういう理解でいいのですか。

○議長（村田定人君） 福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君） 答えいたします。

今の制度の流れからいくと、利用定員までという部分で、それを超える分に関しては今のところ実施できないと、事業所のほうで受入れができないということになりますので、その辺に関しては実施できないということになります。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号

○議長（村田定人君） 日程第6、議案第22号 羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） ただいま上程されました議案第22号 羽幌町職員の勤務時

間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和7年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行による人事院規則等の一部改正に伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

それでは、改正内容について、別途お配りしております議案説明資料、議案第22号（要旨）に基づき説明させていただきます。また、新旧対照表も併せご確認願います。

それでは、資料1ページを御覧ください。まず、1、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充であります。職員の希望や事情に対応した勤務を可能とする必要があるとして超過勤務の免除の対象となる子の範囲を現行の3歳未満の子から小学校就学前の子に拡大するものであります。

次に、2、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備であります。介護離職の防止のため、条例で規定されている介護休暇の取得しやすい環境整備が義務づけられ、家族の介護の必要性が生じた職員への介護休暇や介護休業手当金等を選択できる両立支援制度の周知及び意向確認を行うとともに早期の情報提供、さらには研修等の開催を行い、職員が必要な制度を選択できるよう支援するものであります。

次に、3、附則であります。 （1）、施行期日として本条例の施行日は、令和7年4月1日としております。

あわせて、（2）、経過措置として上記1の改正内容に係る時間外勤務の制限の請求は、施行日前においてもできる旨を定めております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読についてはただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第22号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号

○議長（村田定人君） 日程第7、議案第23号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） ただいま上程されました議案第23号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和7年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の一部改正に伴い、本条例における規定の整備を行うとともに、併せて条文の整理を行うため、改正しようとするものであります。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、別途お配りしております新旧対照表を御覧ください。

1ページ目、第7条第1項の改正は、過去に改正漏れのありました条文の整理を行うものであります。

次に、第20条第3項は、非常勤職員に係る部分休業のうち介護をするための時間について規定している条項であります。条文内で引用している法律の条項の移動に伴う改正であります。

それでは、議案にお戻りいただきまして、改正条文を朗読いたします。羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町職員の育児休業等に関する条例（平成4年羽幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第23号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第２３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第２５号

○議長（村田定人君） 日程第８、議案第２５号 羽幌町集会所条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第２５号 羽幌町集会所条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和７年３月１１日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和７年３月３１日をもって上築東集会所を廃止するため、改正しようとするものであります。

なお、今回の閉鎖につきましては世帯数の減少や施設の老朽化等に伴う利用頻度の減少など、地域からの閉鎖要望によるものであります。

条文を朗読いたしますが、別途お配りしております議案第２５号説明資料、羽幌町集会所条例新旧対照表を併せて御覧ください。この表は左側に現行条文を、右側に改正後案を載せておりますが、今回は集会所の１つを廃止する案件のため、現行条文側において廃止する部分を太線で囲っております。

それでは、条文を朗読いたします。羽幌町集会所条例の一部を改正する条例。

羽幌町集会所条例（昭和４１年羽幌町条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表上築東集会所の項を削る。

附則、この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第２５号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第２５号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号 羽幌町集会所条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第２６号

○議長（村田定人君） 日程第９、議案第２６号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君） ただいま上程されました議案第２６号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和７年３月１１日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）が改正されたことにより、本条例が参照する基準の整理を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開きください。羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年羽幌町条例第２７号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

改正内容であります。国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、家庭的保育事業者等は利用乳幼児が家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育、または保育が継続的に提供されるために認可を受ける際に幼稚園や認定こども園などを連携施設として適切に確保することが規定され、またその確保について経過措置の期間が規定されております。今回の改正は連携施設の確保が著しく困難と認められる場合でも認可を受けることができるよう要件が緩和され、またそれに対する経過措置期間についても改正されたことから、保育所等との連携を規定する第６条で要件緩和に関する条例等を改正し、連携施設に関する経過措置を規定する附則第３条で経過措置期間を１０年から１５年に改正するものであります。

また、この改正のほか食事の提供の特例を規定する第16条で栄養士法の改正により、これまで献立等については栄養士による指導体制を必要とした基準が栄養士、または管理栄養士による指導体制と改正されたため、改正するものであります。

ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第26号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号

○議長（村田定人君） 日程第10、議案第27号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君） ただいま上程されました議案第27号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和7年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が改正されたことにより、本条例が参照する基準の整理を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております新旧対照表を御覧願います。

改正の内容であります。国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、家庭的保育事業者等は利用乳幼児が家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育、または保育が継続的に提供されるために認可を受ける際に幼稚園や認定こども園など連携施設として適切に確保することが規定され、またその確保について経過措置の期間が規定されております。

今回の改正は連携施設の確保が著しく困難と認められる場合でも認可を受けることができるよう要件が緩和され、またそれに対する経過措置期間についても改正されたことから、第37条で参照する基準の条項を整理し、特定教育保育施設等との連携を規定する第42条で要件緩和に関連する条文を改正し、連携施設に関する経過措置を規定する附則第4条で経過措置期間を10年から15年に改正するものであります。

ただいまの説明をもちまして改正の条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第27号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（村田定人君） 日程第11、議案第29号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例等を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、棟方富輝君。

○上下水道課長（棟方富輝君） ただいま上程されました議案第29号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改

正する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和7年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、水道法施行規則の一部を改正する省令及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の一部改正に伴い、本条例における規定の整備を行うため改正するものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例。

それでは、改正内容の説明を申し上げます。別紙にて配付しております新旧対照表は左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所を下線を引いて表示しております。これにつきましては適宜御覧をいただければと思います。

改正の内容でございますが、第1条では附則第2項で規定している技術士試験の第2次試験の選択科目集約に伴う経過措置を改正しております。この経過措置の対象は、布設工事監督者の資格のみでしたが、水道技術管理者の資格についても同様の規定が設けられたことから、経過措置の対象に加えるものであります。

第2条では、建設業法施行令を引用している布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格において政令の改正に伴い条項が移動したため改正しております。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第29号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号

○議長（村田定人君） 日程第 12、議案第 30 号 羽幌町中小企業経営安定支援基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第 30 号 羽幌町中小企業経営安定支援基金条例を廃止する条例について、その提案理由と内容についてご説明いたします。

令和 7 年 3 月 11 日提出、羽幌町長。

廃止理由としましては、基金設置以降、これまで活用実績がなく、今後も活用が見込まれないことから廃止しようとするものでございます。

羽幌町中小企業経営安定支援基金条例を廃止する条例。

羽幌町中小企業経営安定支援基金条例（平成 26 年羽幌町条例第 1 号）は、廃止する。

附則、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第 30 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号 羽幌町中小企業経営安定支援基金条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第 32 号

○議長（村田定人君） 日程第 13、議案第 32 号 債権の放棄についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第 32 号 債権の放棄について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

次のとおり債権を放棄することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出、羽幌町長。

放棄する債権の内容であります、債権の名称は公営住宅使用料であります。

2、債務者は、議案に記載のとおりであります。

3、放棄する債権の額は、288万7,500円、平成19年11月から平成30年7月までのうち128か月分であります。

4、放棄の理由であります、上記債務者は生活保護を受給していること及び破産手続が完了していることから、債権の回収が見込めないためであります。

提案の理由であります、上記債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第32号について質疑を行います。

9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君）　結構な金額で驚いているのですけれども、ちょっと聞きづらい点あるのですけれども、この方は入居されてからずっとということでしょうか。

○議長（村田定人君）　町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君）　お答えいたします。

本件債務者につきましては、平成19年5月に入居を始めまして、当初半年程度は住宅使用料については納入していただいたのですけれども、その後未納が続くままに今回の状況になっているものであります。

○議長（村田定人君）　9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君）　結構な長い年月なののですけれども、この間例えば今5か月間はいただいていたということで、その次からもらえなくなったということなので、これは早期の段階で対応していたのかどうか。

○議長（村田定人君）　町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君）　お答えいたします。

基本的には当該月の使用料が未納になりましたら、翌月には督促状等を必ず発付する形になっております。その後電話催告ですとか、そういうことは行っておりましたけれども、納入がない、そういう形でいった部分で平成24年11月に分納誓約は締結はしたものの、そこから納付は進まなかったと。再度27年7月にも同じように分割での納付誓約は取っているのですけれども、納付がなされないと、そのまま町外へ転出という形になっております。

○議長（村田定人君）　9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君）　今後こういうことないようにしなければいけないというのは十分理解なさっていると思うのですけれども、僕のほうからは、こういうことがないように、例えばもうこれは判断としてなののですけれども、その納入というか、収入というか、支払いができないという判断をどの時点でするのか。あと、可能性がなければ退去してもらおうという、その判断をできるだけ早くするべきでなかったのかなと僕今思うのですけれど

も、その辺はどうですか。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

工藤議員おっしゃられるとおり、このような多額の金額になる前に取るべき手段はあったものというふうに捉えております。具体的に申し上げますと、もともと公営住宅法ですとか、これを基にしてつくっております羽幌町の町営住宅の管理条例にも家賃を3か月以上滞納した場合は明渡しの請求ができるという形で規定されております。入居される方については、基本的には低所得という部分でなかなかその退去を求めるというのは難しいというのがあるのかもしれませんが、こういうふうになった場合は速やかにその段階で、例えば連帯保証人の方もいらっしゃると思いますので、そこに一緒にお話をさせていただいて速やかに、一番いいのは全額一括納付がいいのですけれども、できないようであればその段階で分割の誓約等を取って、これ以上滞納額を増やさない、そういう形にしなければならぬというふうに思っております。現状は、昨年度の決算等々を見ていただければ分かると思うのですけれども、滞納者の方が若干いらっしゃると思います。そういう方につきましては、基本的には分納誓約を取って少しずつでも納付は進めていただいておりますし、今申し上げましたとおり滞納額、月数が増えた場合は連帯保証人の方のほうにも連絡を取らせていただいて、一緒に納付のほうをお願いしている形を取っておりますので、今後こういう形がないようには進めていきたいと思っております。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 町の公営住宅に入る方の最初の契約の段階は、入る方は支払いをするのだということで、たしかそういう思いで入っていると思うので、これは入らなかつたときには行政側としては厳しく対処して僕はいいのだらうと思います。今後こういうことがないようにお願いしたいと思います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 100%工藤議員がおっしゃるとおりだと思っておりますので、今後こういうことないように対処していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 工藤議員のやり取りで十分答弁もいただいているところなのですが、こういった未納の方に対しての取立てと言うとあれですけれども、督促をするに当たって以前もちょっと触れたことはあると思うのですけれども、やはり回収する職員というのは多分相当大変な思いもされてきたと思いますし、いろいろな、あまりこう言うたあれですけれども、危険を感じることももしかしたらあったのかもしれないので、職員だけでやるというのもどこか難しさ、大変さもあってこういった長い期間になった部分もあるのかもしれないので、何かの機関、関係機関、警察がいいのか、弁護士を通していいのか、何かそういった一歩行政側のほうも強化するということも含めて今後こういった事案については対応していただきたいと思っておりますけれども、それに対して答弁いただ

いて終わりたいと思います。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

金額が多額になった場合、公営住宅の使用料については差押えがすぐにできるものではございませんので、どうしても私たちの力だけではどうにもならない部分につきましては弁護士の方も活用しながら進めたいと思っています。

あと、現在は今議員おっしゃられたような危険なという部分は現状ではないのですが、もし職員のほうにそのような危害が加わるようなおそれがあるような滞納者が発生した場合は、関係機関にもちょっと協力を要請しながら回収のほうは進めていきたいと思っています。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 債権の放棄については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第33号～議案第37号

○議長（村田定人君） 日程第14、議案第33号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第14号）、日程第15、議案第34号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第35号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議案第36号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、日程第18、議案第37号 令和6年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第4号）、以上5件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億1,478万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4,115万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、事業の完了等による減額が大部分を占めておりますが、まず歳出につきましては増額となる主なものを申し上げます。2款総務費、財産管理費において減債基金積立金1,911万6,000円の増額は、追加交付となりました普通交付税のうち令和7年度及び8年度における普通交付税の算定基礎から控除されることとなります臨時財政対策償還基金費相当額を減債基金へ積み立てるものであります。

同じく企画費においてまちづくり応援寄附金推進事業並びに企業版ふるさと納税推進事業に係る各まちづくり応援基金積立金、計1,380万円の増額は、寄附金の増加の見込みによるものであります。

次に、3款民生費、児童福祉費において子育て支援対策事業1,218万8,000円の増額は、町内認定こども園等の事業実績及び保育士等の給与改定に伴い施設型給付費負担金を増額するものであり、財源は国庫支出金及び道支出金を充てております。

次に、4款衛生費、保健衛生費において助産師看護師確保対策事業200万円の増額は、当該修学資金借受け者において一部返還金が発生したことから、返還額を基金へ積み立てるものであります。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において農地災害等農業者支援事業608万4,000円の増額は、昨年8月の豪雨災害復旧事業のうちのもい農業協同組合が実施する補助災害復旧事業の対象とならない事業費の一部を支援するものであります。

次に、歳入についてであります。普通地方交付税を追加交付決定等により1億1,864万6,000円を増額したほか、国庫支出金や道支出金、町債などの特定財源につきましては、事業費の確定などによる減額、または増額となっており、財源調整として財政調整基金繰入金を2億7,267万2,000円減額しております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ9,654万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,685万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費、一般管理費において職員人件費670万円の減額は、執行見込みによるものであります。

次に、2款保険給付費、療養諸費において負担金補助及び交付金8,543万3,000円の減額は、療養給付費等の減少見込みによるものであります。

次に、5款諸支出金において償還金利子及び割引料17万円の増額は、保険給付費等に係る過年度分交付金等の額確定に伴う返還金であり、積立金458万円の減額は、国民健

康保険事業特別会計の歳入減少に伴う給付費等の支払い準備基金への積立金を減額するものであります。

歳入につきましては、保険給付費等の減少により道支出金を減額するほか、一般会計繰入金につきましても減額しております。

続いて、後期高齢者医療特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ423万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,377万円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金において負担金補助及び交付金423万円の減額は、広域連合に対する事務費負担金及び保険基盤安定負担金の額確定によるものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額しております。

続いて、介護保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ219万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,038万2,000円とするものであります。

補正をいたします内容を勘定別にご説明申し上げます。保険事業勘定の歳出で2款保険給付費、介護サービス等給付費については、対象経費の減少見込みにより介護保険給付費等準備基金繰入金から一般会計繰入金へ財源更正するものであります。

次の3款地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費において負担金補助及び交付金200万円の減額は、サービス利用者数が訪問型、通所型ともに減少していることによるものであります。

次に、サービス事業勘定の歳出で2款事業費、居宅サービス事業費においてデイサービスセンター管理事業19万5,000円の減額は、事業の完了等によるものであります。

歳入につきましては、事業費の実績見込みなどにより国庫支出金等の特定財源を減額したほか、各勘定とも一般会計繰入金を減額しております。

続きまして、下水道事業会計の補正についてご説明申し上げます。資本的収入及び支出において収入の第1款資本的収入、第1項企業債で2,450万円の減額は、起債対象事業であります公共污水枡設置工事及び羽幌浄化センターナンバー1、2污水ポンプ速度制御盤更新工事の支出額が確定したことから、起債借入金を減額するものであります。

第3項国庫補助金で1,092万3,000円の減額は、国庫補助金の対象事業であります羽幌浄化センターナンバー1、2污水ポンプ速度制御盤更新工事の事業費が確定したことから、国庫補助金を減額するものであり、第1款資本的収入の総額を1億2,946万4,000円とするものであります。

また、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費で3,546万3,000円の減額は、公共污水枡設置工事の完了による減額及び令和6年度、令和7年度の継続事業であります羽幌浄化センターナンバー1、2污水ポンプ速度制御盤更新工事において令和6年度での出来高が発生しないことから、令和6年度の予算全額を減額するもので、これらによ

り第1款資本的支出の総額を2億2,464万3,000円とするものであります。

なお、これらの補正及び羽幌浄化センターナンバー1、2汚水ポンプ速度制御盤更新工事の契約を締結していることから、継続費の総額及び年割額を変更するとともに企業債のうち下水道整備事業債の限度額を変更しております。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であり、各会計を合計いたしますと約3億5,000万円の減額となっておりますが、総体的に予算化された事務事業に関し、各課等において効果的な事業の実施や適切な入札執行等に努めた結果により予算残額が発生したものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） それでは、私から内容をご説明申し上げます。

議案集（別冊）の一般会計6ページをお開き願います。第2表、継続費の変更であります。天売複合化施設建設事業について先月工事請負契約を締結したことにより、総額及び年割額を変更するものであります。

次に、第3表、繰越明許費の追加であります。物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金及び定額減税不足額給付事業につきましては、ともに国の重点支援地方交付金を活用し、事業間での流用が可能なことから一つの事業とするとともに、対象者への給付が4月以降になる見込みであることから、給付金及び事務費の一部を翌年度に繰り越すものであります。

次の地籍調査事業につきましては、事業の一部が年度内に完了しない見込みとなりましたことから、翌年度に繰り越すものであります。

次に、第4表、債務負担行為の補正であります。道営の農業農村整備事業に係る負担金について追加の二股北地区は令和7年度から11年度における事業費が増加したことによる増額分を設定するものであり、変更の二股地区は本年度当初予算で設定した令和7年度から15年度における限度額を変更するものであります。

7ページを御覧ください。第5表、地方債補正であります。事業の完了などにより限度額を増減しております。御覧いただき、説明は省略させていただきます。

27ページをお開き願います。1款議会費において行政視察事業55万3,000円の減額は、事業の完了によるものであります。

28ページをお開き願います。2款総務費、一般管理費において公用車管理事業111万9,000円の減額は、予定していたリース車両の年度内更新が困難となったことによるものであり、姉妹都市イベント派遣事業44万9,000円の減額は、事業中止によるものであります。

同じく財産管理費において町有施設解体工事請負費154万4,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。

29ページを御覧ください。企画費において離島再生可能エネルギー推進事業32万2,000円の減額は、事業確定及び執行見込みによるものであり、企業等連携事業46万1,000円の減額は、執行見込みによるものであります。移住定住促進事業45万8,000円の減額は、事業完了及び執行見込みによるものであります。

30ページをお開き願います。都市間交流事業22万7,000円、離島振興推進事業11万8,000円、離島魅力発信事業8万6,000円の各減額は、事業完了によるものであります。

31ページを御覧ください。地域おこし協力隊事業199万円の減額は、執行見込みによるものであり、留萌中部地域振興協議会事業33万6,000円の減額は、事業完了によるものであります。まち・ひと・しごと創生事業30万5,000円の減額は、執行見込みによるものであります。

32ページをお開き願います。高度無線環境評価対策事業13万1,000円の減額は、事業完了によるものであり、デジタル推進事業55万円の減額は、執行見込みによるものであります。

33ページを御覧ください。自治振興費において地方バス路線維持費補助金18万6,000円の減額は、執行見込みによるものであり、離島航路欠損補助金83万9,000円、住宅改修促進補助金300万円の各減額は事業完了によるものであります。空き家対策事業につきましては、特定財源であります過疎対策事業債ソフト事業分の総枠調整による財源更正であります。

34ページをお開き願います。衆議院議員通常選挙費において55万8,000円の減額は、事業完了によるものであります。

35ページを御覧ください。3款民生費、社会福祉費において高齢者福祉ハイヤー事業10万3,000円の減額は、執行見込みによるものであり、国民健康保険事業特別会計繰出金1,111万円の減額は繰り出し対象経費の減によるものであります。障がい者自立支援事業8万3,000円の減額は、執行見込みによるものであり、子ども発達支援センター建て替え事業、実施設計等委託料41万4,000円の減額は、入札執行によるものであります。物価高騰対策低所得世帯支援給付金給付事業35万5,000円、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業15万7,000円の各減額は、事業完了によるものであります。

37ページをお開き願います。介護福祉費において介護保険事業特別会計繰出金44万5,000円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであります。

同じく後期高齢者医療費において療養給付費負担金1,501万円の減額は、後期高齢者医療広域連合に対する負担金の確定によるものであり、後期高齢者医療特別会計繰出金42万3,000円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであります。

38ページをお開き願います。児童福祉費において保育士等修学資金貸付金270万円、障がい児保育事業費補助金17万1,000円の各減額は、執行見込みによるものであ

ります。

39ページを御覧ください。児童措置費において児童手当給付事業61万5,000円の減額は、給付対象児童総数の減によるものであり、出産・子育て応援交付金事業145万円の減額は、給付見込みによるものであります。

40ページをお開き願います。4款衛生費、保健衛生費において医師研究資金等貸付金300万円の減額は、執行見込みによるものであります。

同じく環境衛生費において合併処理浄化槽設置事業補助金177万4,000円の減額は、執行見込みによるものであります。

41ページを御覧ください。じんかい処理費において廃棄物収集処理事業3,811万9,000円、衛生施設組合負担金事業16万4,000円の各減額は、従量制ごみ袋等販売見込み、羽幌町外2町村衛生施設組合に係る経常的な運営経費及び新一般廃棄物処理施設整備事業に関し、収支見込みや事業の完了に伴い減額となったものであります。し尿処理事業856万8,000円の減額は、執行見込み及び入札執行等によるものでありますが、システム等改修委託料17万5,000円の増額は、し尿処理手数料のコンビニ収納を開始するに当たり収納システムを改修するものであります。

42ページをお開き願います。5款労働費、労働諸費において季節労働者援護事業171万5,000円の減額は、対象団体の活動が休止していることによるものであります。

43ページを御覧ください。6款農林水産業費、農業振興費においてオロロン地区農業担い手確保対策協議会負担金156万3,000円の減額は、負担金の確定によるものであり、農業後継者対策事業補助金15万円の減額は、執行見込みによるものであります。

同じく畜産業費において焼尻めん羊牧場継承事業、廃棄物処理委託料259万8,000円の減額は、事業完了によるものであります。

44ページをお開き願います。農地費において水利施設管理強化事業補助金58万円の減額は、執行見込みによるものであり、農地整備事業負担金75万円の減額は、事業量の減によるものであります。基幹水利施設管理事業につきましては、道補助金が増額されたことから、財源更正するものであります。

同じく林業振興費において森林環境譲与税基金積立金2,000円の増額は、譲与税額の見込みによるものであり、私有林等整備事業補助金590万円の減額は、執行見込みによるものであります。

45ページを御覧ください。水産業振興費において離島漁業再生支援交付金119万円、漁業後継者等育成事業交付金240万円並びに離島活性化事業補助金246万2,000円の各減額は、いずれも執行見込みによるものであります。

46ページをお開き願います。7款商工費、商工振興費においてハートタウンはぼろ運営事業319万3,000円、雇用促進助成事業48万円並びに企業従業員住宅建設促進事業100万円の各減額は、いずれも執行見込みによるものであり、商工振興補助事業につきましては、特定財源であります過疎債ソフト事業分の総枠調整による財源更正であり

ます。

同じく観光費において観光協会補助事業５０４万４，０００円、観光協会支部補助事業２３万７，０００円の各減額は、執行見込みによるものであり、ビーチバレーボール大会補助事業７万４，０００円の減額は、事業完了によるものであります。

４７ページを御覧ください。８款土木費、地籍調査費において地籍調査委託料７９万９，０００円の減額は、事業実施面積の減少によるものであります。

４８ページをお開き願います。道路橋梁費において橋梁長寿命化事業７５万５，０００円の減額は、事業完了によるものであります。

同じく道路維持費において道路維持車両整備事業につきましては、特定財源であります地方債の借入見込額が減少したことから、財源更正するものであります。

同じく道路新設改良費において道路整備工事請負費２７万４，０００円の減額は、事業完了によるものであります。

４９ページを御覧ください。河川管理費において河川施設改修工事請負費４万６，０００円の減額は、事業完了によるものであります。

同じく港湾建設費において国直轄港湾整備事業につきましては、特定財源であります地方債の借入見込額が減少したことから、財源更正するものであります。

５０ページをお開き願います。住宅管理費において公営住宅施設管理事業４万９，０００円の増額は、公営住宅使用料のコンビニ収納を開始するに当たり収納システムを改修するものであります。

同じく住宅建設費において建設工事請負費３３万６，０００円の減額は、事業費の確定によるものであります。

５１ページを御覧ください。９款消防費の消防費において北留萌消防組合負担金２，２９万５，０００円の減額は、同組合の収支見込みによるものであります。

同じく災害対策費においてすこやか健康センター改修工事請負費１０万６，０００円の減額は、入札執行によるものであります。防災対策事業につきましては、特定財源であります地方債の借入見込額の減少、防災資機材購入事業につきましては、道支出金が採択されたことから、それぞれ財源更正するものであります。

５２ページをお開き願います。１０款教育費、事務局費においてＧＩＧＡスクール運営事業８８万円の減額は、入札執行によるものであり、教員住宅施設管理事業につきましては特定財源であります地方債の借入見込額が減少したことから、財源更正するものであります。

同じく教育総務費、教育振興費において羽幌高等学校教育振興会事業補助金３１０万円の減額は、町外からの通学生徒の減等によるものであります。

同じくバス運行費においてスクールバス運行用自動車借り上げ料５万３，０００円の減額は、リース車の契約期限後公用車を使用したことによるものであります。

５３ページを御覧ください。小学校費、学校管理費において羽幌小学校施設管理事業に

つきましては、特定財源であります地方債の借入見込額が減少したことから、財源更正するものであります。

同じく小学校費、教育振興費において小学校教育振興事業148万9,000円の減額は、執行見込みによるものであります。

54ページをお開き願います。中学校費、学校管理費において負担金補助及び交付金108万3,000円の減額は、各中学校における中体連参加事業の完了によるものであります。

同じく中学校費、教育振興費において扶助費63万9,000円の減額は、準要保護及び特別支援就学奨励費の対象者減によるものであります。

55ページを御覧ください。高等学校費、学校管理費において負担金補助及び交付金78万2,000円の減額は、定体連参加事業の完了等によるものであります。

同じく高等学校費、教育振興費において天売高等学校活性化事業120万円の減額は、地域おこし協力隊の雇用がなかったことによるものであり、天売高等学校学生寮運営事業104万7,000円の減額は、入居者数の減によるものであります。

56ページをお開き願います。社会教育費において社会教育施設管理事業19万6,000円の減額は、執行見込みによるものであり、町民芸術祭開催補助金12万5,000円、芸術鑑賞・講演事業32万2,000円の各減額は、いずれも事業完了によるものであります。

同じく公民館費において光熱水費50万円の減額は、電気料の執行見込みによるものであります。

57ページを御覧ください。体育施設費において総合体育館改修事業につきましては、特定財源であります地方債の借入見込額が減少したことから、財源更正するものであります。

同じく学校保健衛生費において学校保健事業59万8,000円の減額は、各種健診等の完了によるものであります。

58ページをお開き願います。11款災害復旧費、農業施設災害復旧費において委託料269万円の減額は、昨年8月の豪雨災害復旧事業に係る設計業務の完了によるものであります。

同じく土木施設災害復旧費において災害復旧事業1,007万1,000円の減額につきましても昨年8月の豪雨による災害測量調査等業務の完了によるものであり、河川災害復旧事業615万9,000円の減額は、令和5年の豪雨災害に係る三毛別川河川工事の完了によるものであります。

59ページを御覧ください。12款公債費において償還金利子及び割引料1,209万3,000円の減額は、令和5年度同意地方債に係る元金及び利子償還額の確定によるものであります。

60ページをお開き願います。13款諸支出金、職員給与費において総額1,522万

1, 000円の減額は、執行見込みにより各経費を減額するものであります。

61ページから63ページまでにつきましては、給与費明細書の状況であります。御覧いただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。国民健康保険事業特別会計など各特別会計並びに下水道事業会計の補正内容につきましては町長からの提案理由の説明をもちまして説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第33号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第14号）について歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 42ページの季節労働者援護事業ということで、活動休止しているためということでもありますけれども、これは除雪作業を委託しているというか、そういう事業をやっていたのだと思うのですけれども、どういう経緯で活動休止なのでしょう。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） 答えいたします。

この団体につきましては、季節労働者組合の方が兼務のような形でやっていらっしゃるのですけれども、ご高齢ということで体調不良もあり、今後続けていけないということと、あと後継者がいないということで解散の大会決議をされておりますので、まだ結論は出ていませんけれども、6月頃解散の大会決議をしております。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 分かりました。

もう一点聞きたいのですが、43ページなのですけれども、農地災害等農業者支援事業ということで608万4,000円、農業者に支援をしたということなのですが、これは昨年の災害の関連だと僕思うのですけれども、農業者何件の方にこの支払いが発生したのか、ちょっとそれ知りたいのですけれども。

○議長（村田定人君） 農林水産課長、敦賀哲也君。

○農林水産課長（敦賀哲也君） 答えいたします。

合計で5件の方に対する支援をしております。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○９番（工藤正幸君） これは要するに昨年収穫できなかった農業者５件という、そういう理解でいいのでしょうか。

○議長（村田定人君） 農林水産課長、敦賀哲也君。

○農林水産課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

５件のうち４件につきましては、農地の災害復旧の対象にならない事業者に対するその農地の復旧とにかかった経費を支援をするというものと、あと残り１件につきましては第２二股橋の崩壊に伴いまして、作付したものを回収できないというものに対して、農協のほうで支援事業という形でやっているものに対して町として減収分に対して支援をしたというような内容になっております。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第３３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号 令和６年度羽幌町一般会計補正予算（第１４号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号 令和６年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第３４号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号 令和６年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３５号 令和６年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第３５号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号 令和６年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３６号 令和６年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第３６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号 令和６年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号 令和６年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第４号）について資本的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第３７号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号 令和６年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第４号）は原

案のとおり可決されました。

◎議案第14号～議案第21号、議案第24号、議案第28号、議案第31号、
議案第38号～議案第45号

○議長（村田定人君） 日程第19、議案第14号 羽幌町診療看護師研究資金等貸与条例、日程第20、議案第15号 羽幌町定住促進住宅管理条例、日程第21、議案第16号 羽幌町空家等対策の推進に関する条例、日程第22、議案第17号 羽幌町犯罪被害者等支援条例、日程第23、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第24、議案第19号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第25、議案第20号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例、日程第26、議案第21号 羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第27、議案第24号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第28、議案第28号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例、日程第29、議案第31号 羽幌町火葬場の設置及び管理条例を廃止する条例、日程第30、議案第38号 令和7年度羽幌町一般会計予算、日程第31、議案第39号 令和7年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第32、議案第40号 令和7年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第33、議案第41号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第34、議案第42号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第35、議案第43号 令和7年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第36、議案第44号 令和7年度羽幌町水道事業会計予算、日程第37、議案第45号 令和7年度羽幌町下水道事業会計予算、以上19件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第14号 羽幌町診療看護師研究資金等貸与条例について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） ただいま上程されました議案第14号 羽幌町診療看護師研究資金等貸与条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和7年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、北海道が羽幌町に設置する病院、または診療所に勤務する

診療看護師に対し医療研究に必要な資金及び就業支度金を貸与することにより、羽幌町における医療の資質の向上及び医療従事者の確保と充実を図るため、制定しようとするものであります。

それでは、まず診療看護師についてご説明申し上げます。診療看護師は、看護師として5年以上の実務経験を経て大学院の診療看護師養成課程、いわゆる修士課程を修了し、認定資格に合格した診療看護師のことです。この診療看護師につきましては、医療従事者の偏在等で地方の医療現場のマンパワー不足において大変な戦力として期待をされている資格であります。

続きまして、条例案につきましてご説明申し上げます。まず、第1条は目的としまして先ほど提案理由で説明した内容を規定してございます。

第2条は、貸与対象者として診療看護師の研究資金のほか就業支度金の貸与につきましてもここで規定をしてございます。

第3条、研究資金の額として資格取得年数に応じた貸与額及び就業支度金の額を規定しております。以前からございます医師研究資金の約半額で設定をしてございます。

第4条は、貸与の申請及び決定として申請方法等につきまして規定をしてございます。

第5条は、連帯保証人として貸与申請の際の連帯保証人について規定をしております。

第6条は、貸与方法として年単位の貸与等の方法について規定をしております。

第7条は、決定の取消しとして決定の取消し事項について規定をしております。

第8条は、返還として第7条の規定により貸与を取り消された際の返還について規定をしております。

第9条は、返還の猶予として返還の猶予を受けられる事由について規定をしてございます。

第10条は、返還の免除として返還の免除を受けられる事由について規定をしております。

第11条は、延滞利息の徴収等として延滞利息の徴収等について規定をしております。

第12条は、委任として条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨を規定しております。

附則1、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

なお、この条例は、令和9年3月31日までの時限の条例として制定するものでございます。

また、別表におきましては先ほど申しました貸与金額を明記しておりますので、ご参照願います。

以上の説明により制定文の朗読は省略をさせていただきます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） 日程第20、議案第15号 羽幌町定住促進住宅管理条例について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第15号 羽幌町定住促進住宅管理条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明を申し上げます。

令和7年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町内へ居住、または定住しようとする者に対し生活の基盤となる住宅を供給することで定住化を促進し、もって地域活性化に資することを目的として整備した定住促進住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容をご説明いたします。別紙でお配りをしております議案第15号説明資料、羽幌町定住促進住宅管理条例（要旨）を御覧願います。

初めに、1、趣旨として第1条の規定は、本条例において羽幌町定住促進住宅の設置及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

次に、2、設置等として第2条の規定は、提案理由でも述べましたが、生活の基盤となる住宅を供給することで定住化を促進し、もって地域活性化に資することを目的として定住促進住宅を設置する旨規定をしております。

また、第2項では、別表第1により定住促進住宅の名称及び位置等を規定しておりまして、名称は天売定住促進住宅、位置は羽幌町大字天売字前浜41番地の1でありまして、構造等は記載のとおりでございます。

次に、3、入居者等の公募等として第3条から第4条の規定であります。第3条第1項において定住促進住宅への入居希望者及び定住促進住宅に従業員等を入居させるため、賃借を希望する事業者を募集するものとし、第2項ではその方法等について規定するものであります。また、第4条では特別の事情がある場合には公募は行わない旨を規定しております。

次に、4、入居者等の資格として第5条の規定であります。2通りの入居形態を想定しておりまして、まず①の個人が借主となり入居する場合については、ア、町外からの転入により町内に定住を希望し、居住するための住宅を必要としている者。イ、税金を滞納していない者。ウ、家賃、敷金、その他入居に必要な経費の支払い能力があること。エ、暴力団員でないことが要件でありまして、次に②の事業者が借主となり従業員等を入居させる場合については、ア、町内に事業所、または事務所があること。イ、税金を滞納していない者。ウ、暴力団等でないこと。エ、入居させようとする従業員等が先ほどの①の条件を具備する者であることを要件としております。

また、第2項ではやむを得ない事情や定住促進のため特に必要があると認めた場合の例外規定を設け、第3項では本住宅の設置目的に鑑み、入居後5年以内に次の移住希望者が

入居できるよう別の住居へ転居することに努める者であることを付しております。

次に、２ページを御覧いただきまして、５、入居の申込等として第６条から第１１条の規定は、入居希望者の申込みをはじめ入居者の決定、入居の際の各手続について規定をするものでございます。

次に、６、家賃等として第１２条から第１４条の規定であります。第１２条では別表第２において家賃として月額３万５，０００円を規定し、第１３条では家賃の算定期間、納期限等についてを、第１４条では家賃の督促、遅延金等についてを規定するものであります。

次に、７、敷金として第１５条の規定であります。敷金は家賃の２か月分とし、住宅の明渡し時に還付をしますが、未納の家賃、または損傷等による損害賠償があるときは、その額を控除する旨を規定しております。なお、敷金には利息はつけないものとしたします。

次に、８、費用負担及び保管義務等として第１６条から第１８条の規定は、住宅の修繕に要する費用は軽微なものを除き町が負担するものとし、次に掲げる光熱水費や日常生活における費用については入居者等が負担する旨を規定しております。

また、第１８条では入居者は定住促進住宅を正常な状態で維持しなければならないとし、入居者等の責めに帰すべき事由により滅失、または損傷したときは入居者等が原状に復し、またはこれに要する費用を賠償する旨を規定するものであります。

次に、９、禁止、届出事項として第１９条から第２３条の規定であります。①、禁止事項といたしましては、迷惑行為や犬、猫等の飼養、住宅の転貸、権利譲渡、また承認を得たときは除きますけれども、住宅以外への用途使用や模様替え、増築の禁止を規定しております。

②の届出事項につきましては、住宅の長期不使用について届出義務をつけております。

次に、１０、住宅の明渡し等として第２４条から第２６条の規定は、入居者等が住宅を明け渡そうとするときは、５日前までに届け出て検査を受ける旨を規定しております。

また、町は次に記載している事項などに該当する場合においては入居者等に対し住宅の明渡し請求が可能とする旨も規定をしております。

次に、３ページを御覧いただきまして、１１、立入検査として第２７条は、定住促進住宅の管理上必要があると認めるときは当該住宅の検査、または入居者等に対し必要な指示をすることができる旨を規定しております。

次に、１２、意見聴取、勧告として第２８条から第３０条の規定であります。町長は入居者等の決定時や住宅の管理に必要なときに入居者等が暴力団員であるかどうかについて警察署長の意見を聞くことができ、警察署長は疑うに足る相当な理由があるときは町長に対しその旨の意見を述べる旨を規定しております。また、暴力団員である旨の意見が述べられたときは、町長は入居者等に対し明渡し勧告ができる旨を規定するものでございます。

次に、１３、委任として第３１条の規定は、本条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める旨を規定するものでございます。

最後に、１４、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する旨を規定するものでございます。

以上が羽幌町定住促進住宅管理条例の内容でございます。なお、ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） 日程第２１、議案第１６号 羽幌町空家等対策の推進に関する条例について提案理由の説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第１６号 羽幌町空家等対策の推進に関する条例について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和７年３月１１日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、羽幌町における空き家等対策に関し必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その良好な生活環境の保全を図り、もって安全、安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町空家等対策の推進に関する条例。

以下条文となりますが、別途お配りしております議案第１６号説明資料、羽幌町空家等対策の推進に関する条例逐条解説を御覧ください。こちらの資料により説明をさせていただきます。

まず、第１条では条例を制定する目的について示しており、町内の空き家等対策を推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法、この後の説明において法と言わせていただきますが、この法で定められているもの以外に町が独自に決まりを定めることで良好な生活環境の保全や町民が安全、安心に暮らせるまちづくりの推進を図ることを目的としております。

第２条では、この条例において使用する用語は法の定義によることを定めており、法において空き家等とは建築物、またはこれに附属する工作物であって居住、その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地、立木、その他の土地に定着するものを含むと定められています。なお、国、地方公共団体が所有し、または管理するものは除きます。

また、度々話題となりますが、特定空家等はそのまま放置すれば倒壊等著しく、保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家等として定められております。

2 ページをお開き願います。第3条では、空き家等の所有者、または管理者、この後の説明においては所有者等と言わせていただきますが、その所有者等が果たすべき務めについて示しており、空き家等を維持管理する責任は所有者等にあることから、空き家等の所有者等は自らの責任で周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に維持管理すること、町が行う空き家等に関する施策に対し協力するよう努めることを責務として定めています。

第4条では、町が果たすべき務めについて示しており、町は法の規定に基づく空家等対策計画を策定し、この計画に基づき空き家等の所有者等の情報収集や各種対策の実施に努め、適切な管理がされていない空き家等の所有者等に対しては、その務めを果たすことを促すため助言、指導をはじめとした必要な措置を行うことを定めています。

第5条では、町内に居住、通勤、通学している人や、町内に何らかの目的で滞在する人を町民と定義し、町民が周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家等を発見したときはできる限りその情報を町へ提供することを定めています。

次のページにわたりますが、第6条では法の規定に基づき設置する羽幌町空家等対策協議会について定めています。この協議会は本町における特定空家等の認定や、それに対する措置を決定する上で公平性や客観性を確保した慎重な審議を行う場として新たに設置するものであります。なお、この協議会の組織や運営に関して必要な事項は規則において定めることとしており、法律や不動産、建築等に関する専門的な知識を有する方など10人以内の委員で組織することや、委員の任期、会議の運営方法を定めております。

こちらと次のページにわたりますが、第7条では適切な管理がなされていない空き家等が暴風雨による災害等の際に建築材の飛散、落下などによって町民の生命、身体や財産に対して危害を及ぼしていたり、危害が及ぶ可能性があり、それを防止するための措置を所有者等が自力で行う時間的な余裕がない場合に限って所有者等の同意がなくても町や消防、もしくは町が委託した事業者がその被害を防ぐための必要最小限の措置を行うことができることを町独自の決まりとして定めています。

行った措置の内容は所有者等に通知しますが、所有者等明確に把握することができない場合は、その内容を告示することとしています。

また、措置を行うためにかかった費用については、町が所有者等に対して請求することができることを定めています。

第8条では、空き家等が適切に管理されていないことで生じている周辺地域への防犯上、または保安上の支障を必要最小限の措置で取り除く、または軽減することができる場合に限って町や消防、もしくは町が委託した事業者がその措置を行うことができることを町独自の決まりとして定めています。

なお、敷地内の除草や建物の補修、敷地内に放置、または投棄されているものの移動や処分といった措置はこの対象とはなりません。

こちらと次のページにわたりますが、第9条では町が空き家等の所有者等の調査の際に独自の決まりとして定めた第7条、第8条の措置を行う場合に町が対象の空き家等に立ち

入り必要な調査を行うこと、必要に応じて専門的な知識を持つ方を同行させて意見を求めることができることを定めています。また、調査を行う際には所有者等が不明な場合を除いて事前に所有者等に通知を行い、身分を証する調査員証を携帯することとしています。

第10条では、空き家等の把握のための調査において空き家等に緊急的に立ち入る必要性等を考慮し、警察や消防などの関係機関に必要な協力を要請できることを定めています。

第11条では、この条例の施行に関し必要な手続や様式等を規則において定めることを示しています。

6ページをお開き願います。附則ですが、この条例の施行は、令和7年4月1日からとしております。

これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） 日程第22、議案第17号 羽幌町犯罪被害者等支援条例について提案理由の説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第17号 羽幌町犯罪被害者等支援条例について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和7年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、町、町民等、事業者の役割を明らかにするとともに、支援施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、または軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町犯罪被害者等支援条例。

以下条文となりますが、別途お配りしております議案第17号説明資料、羽幌町犯罪被害者等支援条例逐条解説を御覧ください。こちらの資料により説明させていただきます。

第1条では、この条例を制定する目的について示しており、犯罪被害者等の権利利益の保護を目的として施行された犯罪被害者等基本法、この後の説明においては基本法と言わせていただきますが、この基本法の理念に基づき本町における犯罪被害者等の支援に関する基本理念等を定めるほか、各種支援について基本となる事項を定めることで犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、または軽減や安全、安心に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

第2条ではこの条例の各用語の定義を定めており、第1号の犯罪等から第7号の事業者まで、この条例における用語の定義を明確にしております。特にこの条例の根幹となります犯罪被害者等については第3号で示しており、犯罪等の被害を受けた方本人だけではなく、その方の家族、または遺族を含めた範囲となっております。

3ページを御覧ください。第3条では基本法の理念に基づき犯罪被害者等の支援に関する本町の基本理念を定めており、犯罪被害者等の尊厳を最大限に尊重し、その尊厳にふさ

わしい処遇を保障するよう配慮すること。２次的被害が発生しないよう、それぞれの事情に十分配慮すること。平穏な生活を取り戻すまで途切れることなく継続的に必要な支援を提供しなければならないことを明確にしています。

４ページをお開き願います。第４条では町の責務を定めており、基本理念にのっとり最も身近な行政機関として関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、各種支援等に関する相談や情報提供など必要な支援を行う責務があること。また、適切に途切れなく円滑に支援を行うため、町は関係機関等と連携、協力しなければならないことを定めています。

第５条では町民等の責務を定めており、犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるよう、町民等の一人一人が犯罪被害者等への支援の担い手としての自覚を持ち行動することが期待されることから、町民等の責務として犯罪被害者等支援の必要性についての理解と町や関係機関等が実施する施策への協力を明記しています。

５ページを御覧ください。第６条では事業者の責務を定めており、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について従業員の理解を深める機会を設けるなど、町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めること。また、犯罪被害者等が被害に遭う前と同じように働くことができるよう職務内容や勤務体制等、職場環境の整備に十分配慮するよう努めることを事業者の責務として明記しています。

次のページにわたりますが、第７条では町が犯罪被害者等に対し相談及び情報の提供等を行うこと並びに窓口を設置することについて定めており、犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう必要に応じて相談に乗り、情報提供や助言を行うとともに関係機関等と連絡調整を行うこと。また、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口を町に設置することとしています。

第８条では見舞金の支給について定めており、犯罪行為により死亡した方の遺族、または重傷病を負った方に対して生活費、医療費等の経済的負担の軽減を図るために町が支給することと、その額を定めています。なお、見舞金の支給対象や申請手続等の詳細については要綱において定めることとしています。

７ページを御覧ください。第９条では、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるよう必要な支援を町が行うことを定めています。

第１０条では、犯罪被害者等の居住の安定を図るため必要な施策を町が講ずることを定めており、犯罪等により転居が必要な場合、速やかな居住の安定を図るため町営住宅等への入居における特別な配慮を行うことなどを定めています。

第１１条では、犯罪被害者等に対するさらなる犯罪等による被害、いわゆる再被害や周囲の者等からの２次的被害を防止し、心身の安全を確保するため再被害を防止するための防犯指導、把握した犯罪被害者等に係る個人情報流出しないようにすること、支援従事者に対し適切な情報管理を促すことを定めています。

８ページをお開き願います。第１２条では、町民等や事業者の犯罪被害者等支援への理

解を増進するため必要な施策を町が講ずることを定めており、犯罪被害者等の支援や2次の被害の防止のためには、町民等や事業者が支援について理解を深めていくことが重要であることから、本町においては広報誌やホームページ等による広報、啓発活動をはじめ必要な施策を行っていくこととしています。

第13条では、犯罪被害者等のための施策の策定過程で犯罪被害者等の意見を反映させることを定めており、犯罪被害者等が求めているものを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立った施策の策定と実施に努めることとしています。

第14条では、犯罪被害者等への支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は支援を行わないことができることを定めており、犯罪被害者等が暴力団、暴力団員並びにこれらの者と密接な関係を有する者であった場合などもこれに該当することとなります。

9ページを御覧ください。第15条では、この条例に規定されている事項のほか必要な事項は必要に応じて規則や要綱等により定めることを示しています。

最後に、附則であります。附則では施行期日等について定めています。施行期日は、令和7年4月1日とし、第8条の見舞金の支給に関する規定については、この条例の施行の日以後において発生した犯罪行為により死亡した方の遺族、または重傷病を負った方に適用されることを定めています。

また、この条例の施行に伴い羽幌町安全で住みよいまちづくり条例（平成11年羽幌町条例第13号）の一部をこの条例の附則で改正することとしています。

最終ページの10ページ、羽幌町安全で住みよいまちづくり条例新旧対照表を御覧ください。この表は、左側に現行条文を、右側に改正後案を載せており、改正箇所には下線を引いております。

第2条第4項は犯罪被害者等の定義、第6条は犯罪被害者等の支援に係る規定となっており、今回提案しております条例と重複し、不用となるため、それぞれ条文を削り第7条を第6条に繰り上げるものであります。

これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） 日程第23、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第24、議案第19号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第25、議案第20号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例、以上3件について提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） ただいま上程されました議案第18号から議案第20号までについて関連がありますので、3件を一括して提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

今回改正の主なものについては、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じるもの及び離島勤務職員の処遇改善を図るものとして提案いたしておりますが、会計年度任用職員等についても一部一般職に準じて改定することとし、ご提案申し上げます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。初めに、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和7年3月11日提出、羽幌町長。

改正の理由であります。国家公務員の給与改定に準じる職員の給与改定及び離島勤務職員の処遇改善を図るため、改正しようとするものであります。

それでは、別紙でお配りしております議案説明資料、議案第18号から第20号（要旨）に基づき説明させていただきます。また、新旧対照表も併せてご確認願います。

それでは、資料1ページを御覧ください。新旧対照表は、1ページから15ページとなります。まず、1、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じるものであります。まず、（1）、月例給の引上げであります。より職責重視の体系にするとともに、若手中堅職員の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与についての改善を図るものとして3級以上の給料表の改定を行い初号の改定率で平均2.3%の増となるものであります。なお、改定後の給料表は議案書に記載のとおりとなります。

次に、（2）、期末、勤勉手当の支給割合の改定であります。期末、勤勉手当の引上げについては、令和7年1月の改正において一般職は年間支給割合を0.1月分の増とし、定年前再任用短時間勤務職員は年間支給割合を0.05月分の増とし、引上げ分は全て12月支給分に配分し、支給を終えているところであります。

今回は支給割合を再度改正し、6月支給分と12月支給分に均等に振り分けるものであり、改定以降については6月支給分と12月支給分の割合は等しくなるものであります。

資料2ページを御覧ください。次に、（3）、扶養手当の見直しであります。配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するため、配偶者に係る扶養手当を廃止し、他方子を有する職員に対する生計費の補填を充実するため、子に係る手当を1万3,000円に引き上げるものであります。なお、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、令和7年度は経過措置期間とし、2年をかけて段階的に実施するものであります。

次に、（4）、通勤手当の見直しであります。国においては通勤手段の多様化に対応するとし、支給限度額を引き上げられることから同様に見直すものであります。なお、本町における通勤状況から今回の見直しに関しては特段の影響はないものであります。

次に、（5）、管理職員特別勤務手当の見直しであります。災害への対処など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を相当程度行うこともあり、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を午前零時から午前5時までを午後10時から午前5時までに拡大するものであります。

次に、（6）、定年前再任用短時間勤務職員への手当の見直しであります。複雑、高度

化する行政課題に対応するため、高齢層職員の活用も求められており、再任用職員についても60歳前の職員と同様の人事運用とするため、これまで支給対象ではなかった住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当を新たに支給するものであります。

資料3ページを御覧ください。次に、2、離島勤務職員の処遇改善を図るものとして（1）、特地勤務手当の見直しであります。特地勤務手当については、離島、その他交通の著しく困難な地に所在する部局に勤務する職員に対して支給しているものでありますが、現在の支給額は平成6年4月以降30年見直しをしていないことから、今回平成6年当時から令和6年までの物価上昇率及び本町の特殊事情である市街地区と離島地区における日用品や灯油等の価格差を加味し、扶養親族を有する世帯主は3万5,000円、その他は3万円に引き上げるものであります。

次に、3、附則であります。（1）、施行期日として、本条例の施行日は、令和7年4月1日としております。

あわせて、（2）、号給の切替えとして、改正前の規定に基づく給料表が適用されている職員の改正後における号給は、その者が受けていた号給に応じた給料表に定める号給とする旨を。

（3）、異動者の号給の調整として、改正前に職務の級を異にする異動をした職員等の改正後における新号給については必要な調整を行うことができる旨を。

（4）、扶養手当に関する経過措置として、令和8年3月31日までの間における扶養手当の額は、配偶者を3,000円とし、子を1万1,500円とする旨を定めております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

続きまして、議案第19号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和7年3月11日提出、羽幌町長。

改正の理由であります。一般職の給与改定等に準じて会計年度任用職員の給与を改定するため、改正しようとするものであります。

資料4ページを御覧ください。新旧対照表は、16ページから22ページとなります。まず、1、一般職の給与改定に準じるものとして（1）、月例給の引上げであります。会計年度任用職員の給与は一般職の給料表を準用しているため、一般職の給料表改定に伴い改正するものであります。なお、改定後の給料表は議案書に記載のとおりとなります。

次に、2、総務省、外務省及び文部科学省による通知、JETプログラム運用改善についてに基づくものとして（1）、外国語指導助手の報酬の見直しであります。各町立学校等の外国語教育に係るALTの報酬に関してとなりますが、民間の平均給与等の動向を踏まえ引上げ改定されており、JETプログラムに参加する自治体はその対応が求められていることから、記載のとおり見直すものであります。

次に、（３）、附則であります、（１）、施行期日として、本条例の施行日は、令和 7 年 4 月 1 日としております。

あわせて、（２）、号給の切替えとして、改正前の規定に基づく給料表が適用されている職員の改正後における号給は、その者が受けていた号給に応じた給料表に定める号給とする旨を。

（３）、異動者の号給の調整として、改正前に職務の級を異にする異動をした職員等の改正後における新号給については、必要な調整を行うことができる旨を定めております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

続きまして、議案第 20 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和 7 年 3 月 11 日提出、羽幌町長。

改正の理由であります、国家公務員の給与改定に準じる暫定再任用職員への手当支給見直し及び引用条項の移動により改正するものであります。

資料 5 ページを御覧ください。新旧対照表は、23 ページから 25 ページとなります。まず、1、令和 6 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じるものとして（１）、暫定再任用職員への手当の見直しであります。暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなした同様の取扱いとし、これまで支給対象ではなかった住居手当、特勤手当、寒冷地手当を新たに支給するものであります。

次に、2、その他（引用条項の改正）であります。暫定再任用職員の給与及び勤務時間等の取扱いを規定している条文において引用している法律の条項が改正により移動し、それに伴い改正するものであります。

次に、3、附則であります、本条例の施行日は、令和 7 年 4 月 1 日としております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

以上、議案第 18 号から議案第 20 号までの説明であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） 日程第 26、議案第 21 号 羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、棟方富輝君。

○上下水道課長（棟方富輝君） ただいま上程されました議案第 21 号 羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和 7 年 3 月 11 日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するため、

改正するものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年羽幌町条例第14号）の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容の説明を申し上げます。別紙にて配付しております新旧対照表を御覧ください。新旧対照表は左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所を下線を引いて表示しております。

改正の内容でございますが、第5条第2項では扶養手当の支給対象となる扶養親族について規定しておりますが、配偶者が対象外となることから削除しております。

第18条では、定年前再任用短時間勤務職員に対する各種手当の適用除外について規定しておりますが、住居手当、特勤手当及び寒冷地手当が支給されることとなりますことから、その部分を削除しております。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、第1項、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第2項、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「（4）重度心身障害者」とあるのは「（4）重度心身障害者（5）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））」とする。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） 日程第27、議案第24号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） ただいま上程されました議案第24号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和7年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）に準じて本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

初めに、今回国の法律が改正された趣旨についてご説明申し上げます。現状の旅費制度について国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、旅費の計算等に係る規定及び支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるとして改正されたものであります。

それでは、条例における主な改正内容について別途お配りしております議案説明資料、議案第24号（要旨）に基づき説明させていただきます。また、新旧対照表も併せて確認願います。

それでは、1ページを御覧ください。まず、1、旅費の計算等に係る規定の見直しであります。最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした上で、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、その計算に必要となる種目及び内容に係る規定の見直しを行うものであります。なお、見直し内容については、後ほど3において説明させていただきます。

次に、2、旅費の適正な支出の確保であります。旅行命令の行程によらない旅行など、条例の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与、または旅費の額からの当該旅費に相当する金額を控除することを可能とする規定を新設するものであります。

次に、3、旅費種目及び内容の見直しであります。大きな変更点といたしましては、日当の事実上の廃止、また定額支給でありました宿泊費を上限付の実費支給とするものであります。その他を含め記載の表により説明いたします。

まず、交通費のうち鉄道賃、船賃、航空賃であります。これらの交通費はこれまでも実費支給でありましたが、特急料金の距離制限を廃止するとともに、各交通機関の利用に当たり座席指定料金等の費用は公務上必要である場合に支給対象とするものであります。

次に、その他交通費であります。これまでは車賃として1キロメートル20円の定額支給を基本としておりましたが、これを廃止し、道路運送法による路線バスや乗合タクシー等の運賃を支給対象とし、実費支給するものであります。

次に、宿泊費であります。現行の宿泊料は宿泊代金、夕朝食代及び宿泊に伴う諸雑費を賄うための旅費として天売、焼尻の場合は1万円、道内の場合1万1,300円、道外の場合1万4,700円の定額支給でありましたが、改正後は宿泊に要する費用のみとして上限付の実費支給とし、その額については国家公務員等の旅費支給規定による都道府県ごとに設定されている金額に準じるものとし、北海道の場合は1泊1万3,000円、東京都は1万9,000円を上限とするものであります。

次に、包括宿泊費であります。移動及び宿泊が一体となるパック旅行に要する費用を実費支給するものとして新設するものであります。なお、パック旅行は移動と宿泊を別々に手配するよりも安価に旅行することを期待するものであることから、包括宿泊費の額は交通費の額と宿泊費基準額の合計額を上限といたします。

次に、宿泊手当であります。これは現行の日当を見直したものであり、その構成要素は大きく変わっております。現行の日当は、昼食代を含む諸雑費及び目的地内を巡回するための交通費を賄う旅費としておりますが、昼食代は通常の勤務時でも必要となる費用であり、目的地内の交通費についてはその他交通費と整理するものとし、除いております。一方で、宿泊を伴う旅行では、通常の勤務時と比べ夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費が

発生する一方で、宿泊料を実費支給方式に変更することや宿泊代金に諸雑費が含まれない場合があることを踏まえ、旅費種目の名称を日当から宿泊手当に改め、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として1夜につき原則2,400円の定額を支給するものであります。

資料2ページを御覧ください。次に、転居費であります。現行の移転料は新旧在勤地間の距離に応じた定額方式としておりますが、転居の実態による実費方式に変更するものであります。

次に、着後滞在費であります。現行の着後手当は日当及び宿泊料の定額を基に5日分の日当と5夜分の宿泊料の合計額が支給されておりますが、宿泊料が実費支給となることを踏まえ、現行制度の5夜分を上限として実際に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当に相当する額を支給するものであります。

次に、家族移転費であります。現行の扶養親族移転料から名称を改め、赴任に伴う家族の移転に要する費用として支給対象を職員と同一生計の同居する家族にするとともに、家族1人ごとに職員の移転に相当する旅費の額の合計額を上限として実費額等により支給するものであります。

最後、その他であります。日額旅費及び月額旅費を廃止するとともに、これまでの旅費区分である管内旅行及び管外旅行は内国旅行に一本化するものであります。

次に、4、附則であります。本条例の施行日は、令和7年4月1日としております。

以上が本条例の主な改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） 日程第28、議案第28号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第28号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容についてご説明いたします。

令和7年3月11日提出、羽幌町長。

お配りしております説明資料、羽幌町企業振興促進条例新旧対照表を御覧願います。

説明資料を御覧ください。現在の条例では、空き店舗活用事業について中心市街地への店舗の集積などが目的であり、平成26年の創設以降利用実績がなかったことから対象要件を見直し、空き店舗の解消、空き店舗活用による地域活性化、企業誘致を補助の目的として整理する改正をしようとするものであります。

新旧対照表は左に現行の条文を、右に改正案を記載しており、改正箇所には下線を引いております。

第10条第1項では、対象地域及び移転の縛りを廃止しております。

次に、第10条第2項では、町内及び町外の中小企業者の区分を廃止し、補助の対象及

び補助金額を改め、新たに別表３にまとめる改正をしております。

第１５条第１項第３号では、「以内に」を「未満で」に文言修正してございます。

別表１は、補助対象外の中小企業者ですが、飲食を主目的としない飲食業を補助対象に改めております。

別表３は、補助限度額を２００万円、ただし町外建設事業者が施工する場合１５０万円、補助対象経費を総額５０万円以上に改めております。

附則、この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上がご提案申し上げております内容であります。なお、改正条例文につきましては議案のとおりでありますので、これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） 日程第２９、議案第３１号 羽幌町火葬場の設置及び管理条例を廃止する条例について提案理由の説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第３１号 羽幌町火葬場の設置及び管理条例を廃止する条例について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和７年３月１１日提出、羽幌町長。

提案理由であります。令和７年３月３１日で天売火葬場を閉鎖し、用途廃止することにより町が設置、管理する火葬場がなくなるため、本条例を廃止しようとするものであります。

それでは、条文を朗読いたします。羽幌町火葬場の設置及び管理条例を廃止する条例。

羽幌町火葬場の設置及び管理条例（昭和５５年羽幌町条例第１７号）は、廃止する。

附則、この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 １時５６分

再開 午後 ２時０５分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第３０、議案第３８号、日程第３１、議案第３９号、日程第３２、議案第４０号、日程第３３、議案第４１号、日程第３４、議案第４２号、日程第３５、議案第４３号、日程第３６、議案第４４号、日程第３７、議案第４５号の各会計予算について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました令和７年度各会計予算につきまして、

その提案理由をご説明申し上げます。

我が国の経済状況は、内閣府が公表した本年2月の月例経済報告によると景気は一部に足踏みが残るものの緩やかに回復しているとされ、先行きについては雇用、所得環境が改善する下で各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や、中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとし、依然として不透明な状況にあります。このような情勢の中、国の令和7年度予算につきましては昨年12月27日に閣議決定された後、1月24日、国会に提出されたところであります。その予算編成についての考え方として、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現することを目指して物価上昇を上回る賃金上昇の普及定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、充実した少子化、こども政策の着実な実施など重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによってめり張りの利いた予算編成を行うとされております。

一方、地方財政ベースでの予算規模は約9兆7千100億円で、前年対比3兆3,700億円、3.6%の増加となっており、地方交付税は1兆8,574億円で、前年対比2,904億円、1.6%の増加、地方交付税の振替措置として臨時財政対策債は平成13年度の制度創設以来初めての新規発行額ゼロ、前年度の4,544億円から皆減となっております。このようなことから、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は前年度対比1,640億円、0.9%の減少となっております。また、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税及び地方譲与税等の一般財源総額は6兆7,714億円となり、前年度対比1兆8,435億円、2.8%の増加となっております。このような国の動向も踏まえ、本町の予算編成に当たりましては、まちづくりの指針である羽幌町総合振興計画を基本とし、地方創生に向けた各種計画等に基づき行ったものであります。

まず、歳入であります。主要財源である地方交付税については、国の動向を的確に把握して見込むこととし、自主財源である町税は、地域経済の状況を見極めながら、徴収率の向上と適正な滞納対策に努め、確実な収入を見込むものであります。また、町債につきましては、将来の財政負担を考慮し、事業内容に応じて交付税措置のある起債を優先し、借入れの判断を慎重に行ったところであります。さらに、基金の繰入れにつきましては、一般会計では事業目的に応じて特定目的基金を繰り入れるほか、財源不足分については財政調整基金の繰入れを行っており、特別会計では制度に基づき繰入れを行っております。

次に、歳出であります。経常費については一定の予算枠を各課に配分し、その範囲内で予算編成する枠配分方式を、臨時費については各課が事業予算を要求し、その必要性や緊急性、金額などの審査、査定を経て予算編成する積み上げ方式を継続し、次の方針に基づき予算編成をいたしました。1点目は、徹底した行財政改革であり、成果が上がってい

ない事業や必要性が低下した事業については事業全体を検証し、新たな町民ニーズに応える新規事業を実施していくため、廃止や縮小、凍結などを図り、真に必要な事業の取捨選択を徹底することです。2点目は、公共施設マネジメントの推進であり、インフラ資産や公共施設に係る維持管理費について、ライフサイクルコストを考慮した効率的な管理により施設の長寿命化を図るとともに、緊急性や必要性、優先度を見極め、適切に予算反映させることです。3点目は、政策的事業の推進であり、既存事業の縮小や廃止による財源確保を図り、その財源の範囲内で政策的な事業を積極的に推進するものです。4点目は、住民ニーズへの対応であり、様々な場面で得ました町民の声を反映し、町民生活で発生する新たな行政需要に対応するため、要望内容の的確な把握に努め、事業実施による効果や必要性を十分検討した上で予算に反映させるものです。5点目は、予算編成の積極的な公表であり、予算の透明性の確保を図るため、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分したのかなど分かりやすく公表するものです。

これらの点を考慮しながら編成いたしました各会計予算の概要についてご説明申し上げます。予算の状況であります。一般会計81億4,700万円と5つの特別会計を合わせた総額は101億6,600万円で、前年度対比9億3,200万円、10.1%の増加となっております。

次に、一般会計における歳入予算の主な状況であります。町税は7億2,755万4,000円、前年度対比1,594万6,000円、2.2%の増加を見込み、地方交付税は33億8,100万円、前年度対比7,892万4,000円、2.4%の増加を見込んでおります。また、国庫支出金は、共同戸籍業務電算システム管理事業や羽幌小学校施設管理事業、冷房設備改修工事などにより4億7,818万2,000円、前年度対比2,945万円、6.6%の増加を見込んでおります。

歳出予算の状況につきましては、経常費は総額51億8,608万1,000円、前年度対比6,111万9,000円、1.2%の増加、臨時費では総額29億6,091万9,000円、前年度対比9億5,088万1,000円、47.3%の増加となっており、合計では10億1,200万円、14.2%の増加となったものであります。

次に、令和7年度の主な事業についてご説明申し上げます。地域振興対策では、札幌ベルエポック製菓調理専門学校との包括連携協定による様々な取組を行うほか、都市間交流事業を継続するなど地域活性化を図ってまいります。また、移住就業支援事業や昨年度に制度を創設した奨学資金返還支援事業により、UIJターンによる移住定住促進を図ってまいります。子育て支援対策では、子育て支援センターや離島地区で実施している子育て中の親子の交流事業、育児相談などを継続するほか、小中学校における給食費支援事業を継続するなど子育てへの不安緩和や子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。また、老朽化が著しい苫前町、初山別村との3町村で設置している子ども発達支援センターの建て替え工事を実施いたします。医療対策では、医療確保対策事業に一定レベルの診療を行うことができる診療看護師も対象に加えるとともに、助産師看護師確保対策事業を継続し、

医師及び看護師等の確保を目指すほか、任意予防接種費用助成事業を継続し、インフルエンザ予防接種等の任意予防接種に係る受診率を向上させ、子供の疾病予防を図ってまいります。また、助産院等との連携による母親の身体的回復や心理的安定への支援を行う産後ケア事業を継続し、産後の不安解消を図るほか、不妊治療費等助成事業により、不妊治療等を受けている夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減と少子化対策の促進を図ってまいります。生活環境では、新産業廃棄物最終処分場の閉鎖に向けた対応や、昨年度再開した住宅改修促進補助事業、空き家の改修、解体への補助を行う空き家対策事業を継続するほか、懸案であります空きビル等に係る対応策の具体的検討に着手します。また、町内循環バスほっと号においてスマートフォン等で運行車両の走行位置を確認できるバスロケーションシステムを導入し、利便性の向上を図ってまいります。道路関連では、南2条通り舗装修繕工事や北2条通り歩道整備工事等を行うほか、防犯灯のLED化改修を計画的に実施してまいります。また、橋梁長寿命化事業についても計画に沿って継続して取り組んでまいります。環境対策では、環境を守る基本計画に掲げる海鳥を取り巻く自然環境の保全と地域産業の活性化を目的としたシーバードフレンドリー認証制度の取組に対して引き続き補助いたします。次に、産業振興であります。農業では、就農者への助成等の取組を実施しているオロロン地区農業担い手対策協議会に対する事業支援を継続するほか、農業農村整備事業による用排水施設整備を行うなど生産性の向上と農業経営の安定化を図ってまいります。林業では、私有林等整備推進事業において町の補助率を引き上げるとともに、引き続き町有林管理事業や豊かな森づくり推進事業などを継続するほか、森林環境譲与税を財源とした私有林等整備事業により国や道の補助が減額された場合に私有林等の森林整備を継続できるよう支援を行い、森林の適正管理を図ってまいります。水産業では、新規漁業就業者等の育成を図るための支援や、刺し網被害に対する支援、外国人技能実習生等を受け入れている漁業者に対しての支援などを継続するほか、漁業近代化資金に係る利子補給率を上げるとともに海水温の上昇などにより影響を受けているホタテ稚貝養殖業者が受ける海洋変化対策資金に係る利子及び保証料に対する補助制度を創設し、漁業振興の充実を図ってまいります。商工業では、中小企業者持続化支援事業や令和6年度に利子補給率を引き上げた中小企業振興資金利子補給事業など各種補助事業を継続するほか、企業振興促進事業については空き店舗活用事業の対象を拡充するなど、中小企業者などの事業活性化を図ってまいります。また、雇用促進助成事業や従業員住宅建設促進事業を継続するほか、外国人技能実習生を受け入れている事業者に対する支援を行い、雇用環境の維持、従事者の確保を図ってまいります。観光振興では、サンセットビーチやいきいき交流センターなど観光施設において必要な整備を行うほか、観光事業を推進する観光協会や支部などへの補助を継続するとともに、離島地区を含めた町内の誘客に向けた事業を関係機関と連携し、実施するなど観光客の増加を図ってまいります。防災関連では、発災時における被害状況をいち早く把握するためのドローンを導入するとともに引き続き指定避難所等における避難生活に必要な防災資機材の整理を進める

など災害対策を充実させてまいります。学校教育関連では、教育支援員の配置やスクールソーシャルワーカーの派遣による教師の負担軽減と障がいや様々な悩みを抱える児童・生徒へのサポートや支援を継続するほか、各小中学校における教師用デジタル教科書の活用を継続し、児童・生徒が主体的に考え、学ぶ環境の整備を図ってまいります。また、新たに小中学校の修学旅行に係る交通費に対して補助を行い保護者の負担軽減を図ってまいります。さらに、令和6年度に実施設計業務を実施した羽幌小学校の冷房設備設置工事を実施するほか、先般契約を締結した令和9年度までの継続事業であります天売複合化施設建設工事に着工いたします。社会教育関連では、のびのび子育て教室や芸術鑑賞事業の実施、スポーツ教室の開催、マラソン大会やスノーフェスティバル等への開催補助などにより、子供から大人まで広く芸術や文化に触れ、親しむ機会の充実を図るほか、スポーツ公園サッカー場の照明設備移設や南町運動広場トイレ外部改修など、社会教育関連施設の適正な維持管理に努めてまいります。このほか多くの事業を予算化しておりますが、内容につきましては担当課長から説明をいたします。

以上で一般会計を終わらせていただき、特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計であります。予算の総額は8億600万円で、前年度対比5,700万円、6.6%の減少となっております。これは、療養給付費負担金の減少などが主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。予算の総額は1億4,800万円で、前年度対比1,000万円、6.3%の減少となっております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の減少が主な要因であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。保険事業勘定及びサービス事業勘定を合計した予算の総額は9億9,500万円で、前年度対比1,700万円、1.7%の減少となっております。これは、介護サービス事業勘定で起債償還の一部完了に伴う公債費の減少が主な要因であります。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は6,000万円で、前年度対比1,600万円、36.4%の増加となっております。これは、地方公営企業法適用の移行に係る業務委託料及び焼尻浄水場設備更新工事の増加が主な要因であります。

次に、港湾上屋事業特別会計について申し上げます。予算の総額は1,000万円で、前年度対比1,200万円、54.5%の減少となっております。これは、焼尻旅客上屋改修工事の完了及び起債償還の一部完了に伴う公債費の減少が主な要因であります。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、給水戸数3,100戸、年間総給水量は90万トンを見込み、収益的収支では給水収益2億1,033万5,000円など、水道事業収益総額2億2,455万4,000円に対し、支出では浄水場等運転管理委託料など原水及び浄水費に6,917万1,000円、量水器取替え工事など配水及び給水費に4,755万7,000円、人件費など内部管理経費を計上する総係費に3,702万8,000円、減価償却費に5,668万4,000円、企業債利息に

８２１万円など、水道事業費用総額は２億２，４２５万２，０００円を予定し、税引き後の収支で７３４万８，０００円の黒字となる見込みであります。

さらに、資本的収支では、企業債借入れにより収入総額が３，８３０万円に対し支出は建設改良費に４，５９９万１，０００円、企業債償還金に６，３９２万９，０００円で、総額１億９９２万円、収支差引き７，１６２万円の不足となり、その全額を損益勘定留保資金などにより補填しようとするものであります。今後も業務の効率化、コストの削減による経営の健全化を図り、長期的な視点を持って企業運営に一層の努力をする所存であります。

続きまして、下水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、処理区域内人口５，１４０人、年間有収水量は４１万トンを見込み、収益的収支では下水道使用料７，５５８万６，０００円、一般会計からの補助金１億９，０７１万３，０００円など、下水道事業収益総額３億８，３７３万円に対し、支出では管渠費に１，１２９万５，０００円、ポンプ場費に８０２万５，０００円、浄化センター運営管理委託料など処理場費に１億１，１４１万７，０００円、人件費など内部管理経費を計上する総係費に３，７０９万２，０００円、減価償却費２億３２３万２，０００円、企業債利息に１，８６８万６，０００円など、下水道事業費用総額３億９，４４３万６，０００円を予定し、税引き後の収支では１，２０６万円の赤字となる見込みであります。

次に、資本的収支では、企業債借入れが３，６６０万円、一般会計からの出資金が９，８６２万４，０００円、国庫補助金が３，４７０万円など、資本的収入総額１億６，９９５万７，０００円に対し、資本的支出につきましては建設改良費に７，４４０万５，０００円、企業債償還金に１億８，０５９万１，０００円で総額２億５，４９９万６，０００円、収支差引き８，５０３万９，０００円の不足となり、その全額を損益勘定留保資金などにより補填しようとするものであります。

以上が令和７年度一般会計及び各特別会計予算並びに水道事業会計及び下水道事業会計予算の概要であります。

最後になりますが、国際社会の情勢不安や円安の影響等によるエネルギー、食料価格の高騰等により本町も景気の低迷が懸念されますが、今後の行財政運営につきましても限られた財源を効率的かつ効果的な事業へ配分することにより地域の活性化や、町民の皆様にとって住みやすく、未来に希望を持てる町となるよう努めてまいりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上で令和７年度予算提案理由の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村田定人君） 以上で予算関連議案並びに予算議案の提案理由の説明を終わります。

◎発議第１号

○議長（村田定人君） 日程第３８、発議第１号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

提案理由は、令和７年度予算並びに予算関連議案を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております本案については、羽幌町議会委員会条例第４条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第１号は、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 ２時３０分

再開 午後 ２時３０分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽幌町各会計予算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に７番、磯野直君、副委員長に１０番、平山美知子君と決定したので、報告いたします。

◎休会の議決

○議長（村田定人君） お諮りします。

羽幌町各会計予算特別委員会の予算並びに予算関連議案審議のため、これから３月１４日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、これから３月１４日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第１０条第３項の規定により、休会中であっても羽幌町各会計予算特別委員会終了次第本会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（村田定人君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 2時32分)